

**地域電機店における
小型家電リサイクル法対象製品の扱いの現状**

**令和元年8月
全国電機商業組合連合会**

全国電機商業組合連合会とは

46都道府県（沖縄除く）の組合が会員

令和元年5月1日現在

14,164店の「まちのでんき屋さん」

まちのでんきやさん 使用済小型電子機器リサイクルの現状

平成25年4月1日施行

- 1、店頭への持ち込みで対応
- 2、回収ボックスは設置できない
- 3、納入・設置時の引き取り要請拒否困難

にて、全国に協力依頼を発信

まちのでんきやさん 使用済小型電子機器リサイクルの現状

当初から一部自治体に変化

○自治体とまちのでんきやさんで協議をしてきた事が急変

○担当者によって対応が違う

○回収の主目的を担当者(自治体)は理解しているか

まちのでんきやさん 使用済小型電子機器リサイクルの現状

最近の状況

「まちのでんきやさん」からの声

※ 自治体と電機商業組合との話し合いの中で、一般家庭(顧客)からの引き取り依頼は断って！



※ 高齢者は自治体のどの部門に依頼するのか分からない(読んでも記憶に残っていない)



※ 高齢者宅では、戸外に持ち出すことさえ困難→馴染みの「まちのでんきやさん」に依頼



※ 産廃業者へ依頼しても、プラスチックを多く使用している物は拒否される事が増加



まちのでんきやさん 費用負担

一般廃棄物について（そもそもの制度）

- 一般家庭から排出される一般廃棄物は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者か、市区町村の委託を受けている事業者しか、収集運搬を行うことができない（家電リサイクル法による廃棄物処理法の特例が措置されている廃家電4品目を除く。）。
- ただし、「下取り」に該当する場合は、製品販売行為の一環で収集運搬を行うのであり、一般廃棄物の収集運搬業の許可は不要となり、販売事業者が排出者となって下取り品を処分することが認められる。
 - ※事業活動に伴い排出される家電製品の多くは、事業系一般廃棄物ではなく、産業廃棄物に該当。
- 「下取り」として適法な回収が認められるためには、法令に明記されていないいくつかの考え方があるが、「新しい製品を販売する際に使用済みの製品を引き取ること」や「無償で引き取ること」が、要件の一つとして解されており、都道府県・市区町村もそのように指導している。

下取品処分の環境の変化

- 地域電機店は、家電リサイクル法対象機器を除く多くの廃家電や家電製品の消耗部品（蛍光灯など）を、消費者から下取りしている。（当然、下取りしたものは、燃えないゴミや粗大ゴミとして市区町村に引き渡すことはできない。）
- この点、
 - ・産業廃棄物収集運搬許可業者が、地域電機店が排出する下取り品の回収（収集運搬の委託）を安価で受けられなくなっている
 - ※例えば、廃小型家電については、認定事業者へ直接運搬して引き渡すといった方法もあるが、遠方過ぎて困難
 - ・都道府県・市区町村における廃棄物処理法の執行・運用が厳格になってきた地域があり、地域電機店においても完璧な廃棄物処理法の対応が求められているといったことが、地域電機店の負担にもなっている。
- 「下取りを行う義務」があるわけではないことは承知しているが、消費者（顧客、地域住民）との関係上、引取り依頼を断ることは難しい。

小型家電リサイクル法対象製品固有の事情

- 前ページまでに記載した扱いは、廃家電4品目を除くほとんどのものに該当していることであるが、一方で、小型家電リサイクル法対象製品は、
 - ・小型家電リサイクル法により、認定事業者と連携して、家電量販店が廃小型家電の回収を行っている
 - ⇒「小型家電製品は電機屋さんに持って行けば引き取ってもらえる」という認識が消費者の間に拡大し、消費者からの引取り要望が一層断りにくなっている
 - ・小型家電リサイクル法により、認定事業者と連携して、「下取り」によらず「逆有償」で廃小型家電を回収する大手の事業者が増加
 - ⇒家電量販店などの大手事業者は逆有償回収が可能、地域電機店は逆有償回収が不可能(無償引取り)、という、経営体力差とは真逆の扱い

という状況になっている。

- 小型家電リサイクル法の浸透や審議会等における協力要請を受けて、地域電機店においても小型家電リサイクル制度への協力を行いたいという意識は高まっているが、実際には、適法に運ぶことが難しい、あるいは、運ぶコストを消費者から得るといったことが難しいため、廃小型家電の扱いに大変困っている地域があるという状況。